

# 大分県の産業廃棄物税に関する検討 (施行後の状況と今後の方向性等について)

平成21年11月

## はじめに

大分県は、平成17年度に、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、「大分県産業廃棄物税条例(平成16年大分県条例第38号)」を施行したが、同条例の附則第9項によれば、施行後5年を目途に、必要があると認めるときは条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

今般、本県では、施行後5年目にあたり、条例の施行後の産業廃棄物の処理量等の推移や事業者の意識変化の分析、税収を活用した事業の評価等を通して産業廃棄物税の導入による政策効果を検証し、産業廃棄物税の今後のあり方を検討した。

## I 産業廃棄物税導入の経緯

地方分権一括推進法の施行(平成12年4月)に伴い、九州地方知事会において広域的に導入可能な税制の検討を行う中で、産業廃棄物税の一斉導入の合意をみた。

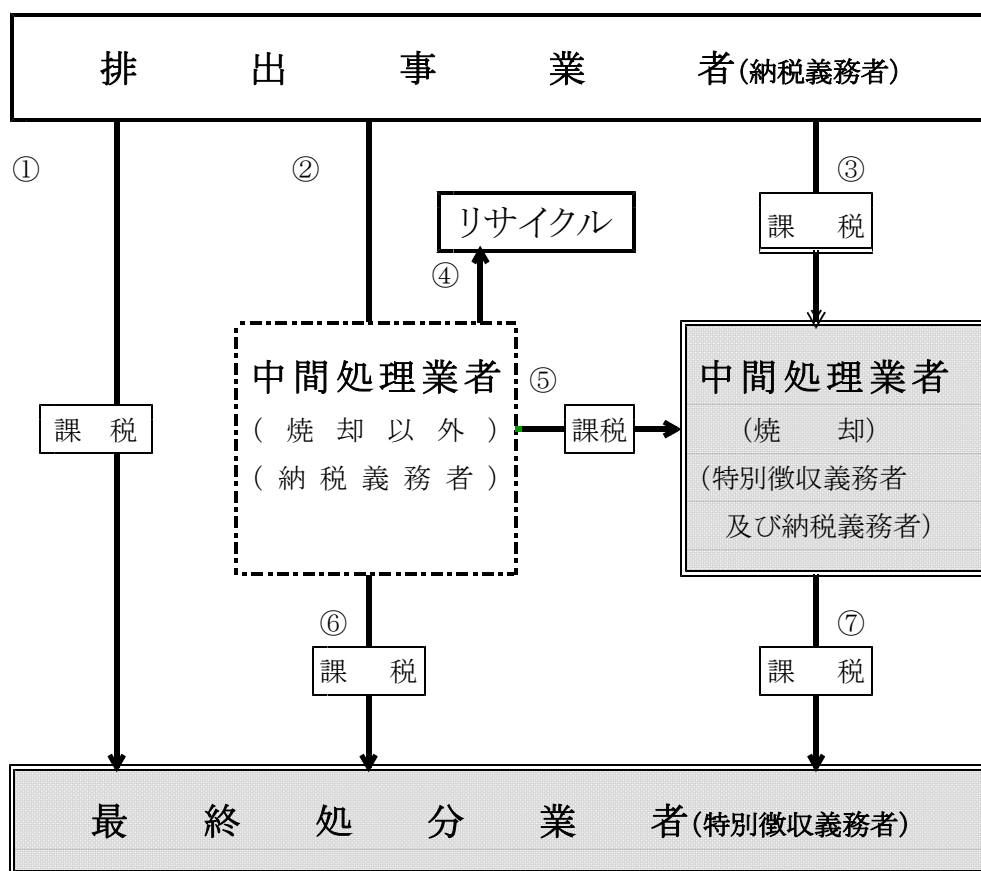
これと並行する形で、本県では大分県産業廃棄物税研究会の検討を経たのち、「大分県産業廃棄物税制懇話会」を設置し、税制の効果、使途及び仕組みなどについて、幅広い見地から議論を重ねた。

その結果、当懇話会は、平成16年2月に意見報告書を取りまとめた。

この意見報告書を踏まえ、本県は、事業者等への説明会や意見聴取等の機会を経て、平成16年6月に「大分県産業廃棄物税条例」を公布し、平成17年4月1日から施行した。

## II 産業廃棄物税の仕組みと役割

### 1 仕組み



(税率)

①⑥⑦・・・1,000円/トン

③⑤・・・800円/トン

②④・・・非課税

### 納税義務者、課税標準等

項目	内容
(ア) 納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者
(イ) 課税客体 (第3条)	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
(ウ) 課税標準 (第5条)	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
(エ) 税率 (第6条)	最終処分場への搬入 1トンにつき 1,000円 焼却施設への搬入 1トンにつき 800円
(オ) 徴収の方法 (第8条)	特別徴収(自己処理の場合は申告納付とする)

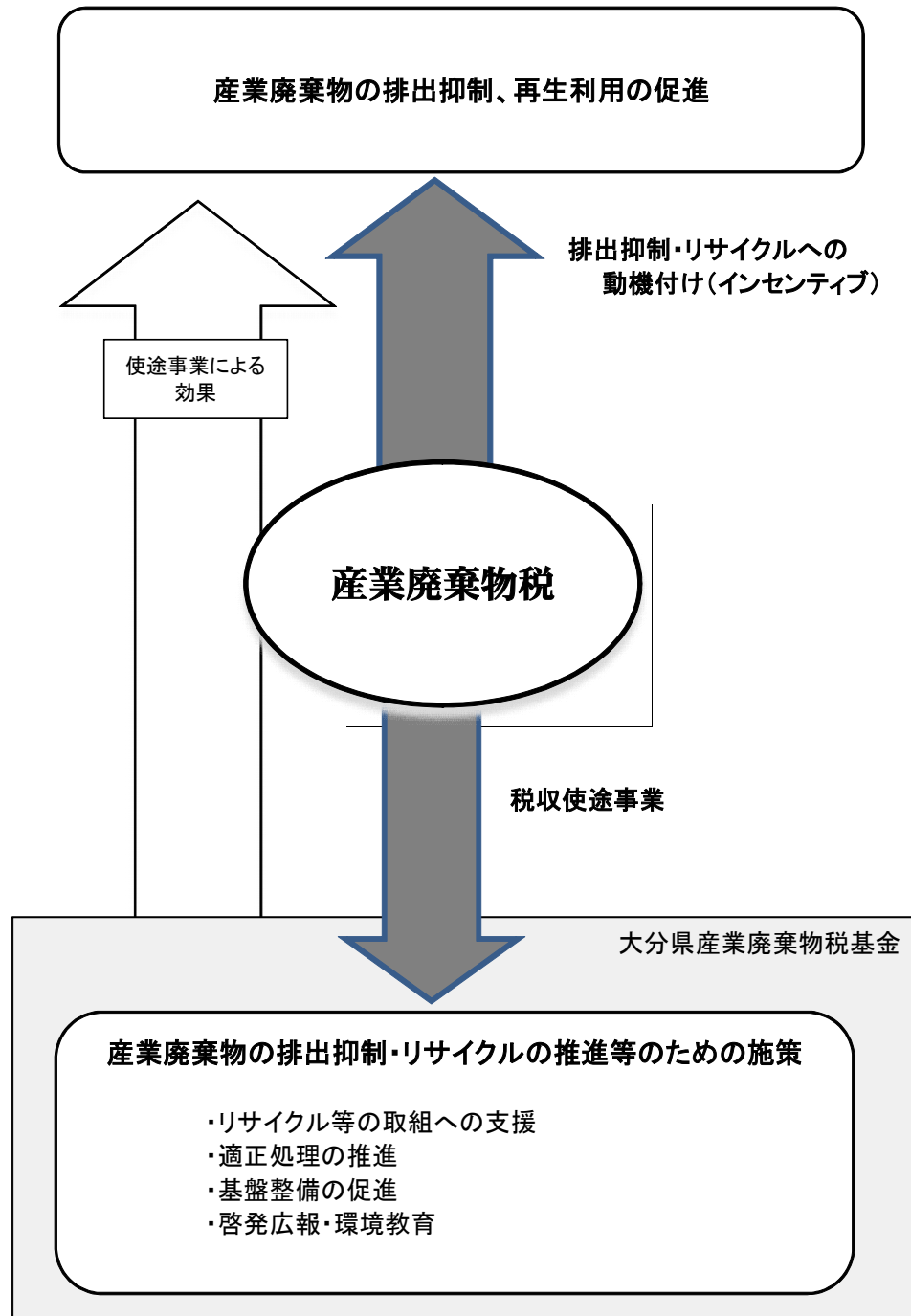
(カ) 申告納入 (納付) 期限  (第11条) (第14条)	申告対象期間		申告納入(納付) 期限
	1月	～ 3月 搬入分	4月末日
	4月	～ 6月 搬入分	7月末日
	7月	～ 9月 搬入分	10月末日
	10月	～ 12月 搬入分	1月末日

## 課税免除等

種 別	内 容
課税免除 (第4条)	<p>次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。</p> <p>(1) 再生利用、熱回収など産業廃棄物の有効利用が行われているものとして規則で定める焼却施設への搬入</p> <p>① 事業者が、産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設(大分県産業廃棄物税条例施行規則第3条第1項第1号)</p> <p>② 事業者が、産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設(同第2号)</p> <p>③ 事業者が、その排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設(同第3号)</p> <p>④ 事業者が、産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設(同第4号)</p> <p>(2) 公益上その他の事由により課税が不相当として知事が認める搬入</p> <p>① 災害(震災、風水害、火災類等)を受けた施設等の取り壊し工事により生じた産業廃棄物の搬入</p> <p>② 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき焼却処理が義務づけられている牛の特定部位(脳、せき髄、頭部等)の搬入</p>
課税の特例 (附則第5項)	<p>当分の間、一事業者の年度における産業廃棄物(中間処理産業廃棄物で他の者から委託を受けて処分されたものを除く)の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。</p>

## 2 役割

産業廃棄物税は、導入によって事業者には産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を促すほか、税金を産業廃棄物の適正な処理の推進を図るための施策に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進させる役割を持っている。



### Ⅲ 税収等の状況

#### 1 課税対象施設数

	焼却 (特徴者)	最終処分 (特徴者)	焼却 (自己処理等)	最終処分 (自己処理等)	計
17年度	39	40	4	4	87
18年度	40	41	4	3	88
19年度	40	41	4	3	88
20年度	40	39	4	3	86

※各年度末の状況。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

#### 2 税収の状況

(単位:千円)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
税 収	211,428	333,870	294,404	285,269	387,000

※17年度は4月施行のため9ヶ月分実績

※21年度は当初予算

#### 3 基金の活用

税収については、産業廃棄物税基金へ積立を行った上で、

- ①「リサイクル等の取組への支援」
- ②「適正処理の推進」
- ③「基盤整備の促進」
- ④「啓発広報・環境教育」

の4つの使途に沿って、平成21年度までに産業廃棄物施策の推進に1,250,513千円を活用している。

##### 基金の活用状況

(単位:千円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (当初予算)	計
基金活用事業	96,447	179,816	196,091	314,775	463,384	1,250,513
リサイクル等の取組への支援	3,034	72,480	80,487	134,353	185,572	475,926
適正処理の推進	87,269	96,807	108,287	163,956	222,071	678,390
基盤整備の促進	0	4,602	1,746	10,156	41,250	57,754
啓発広報・環境教育	6,144	5,927	5,571	6,310	14,491	38,443

#### IV 税活用事業の主な実績及び施策効果

##### ◎リサイクル等の取組への支援

475,926千円

循環型環境産業の創出に向けた研究開発や事業化の支援を行い、産業の育成を図っている。  
また、排出事業者に対して産業廃棄物の排出抑制、再生利用に有効な施設整備の支援を行うことにより、産業廃棄物の減量化、資源化を推進している。

##### ○循環型環境産業(研究開発支援)＜21件＞(18～21年度)

- ・砕石汚泥や石灰くず等の廃棄物から再生路盤材やコンクリート環境製品等を開発  
(実績) 研究開発の成果を活かし事業化を行った。生産された製品は、大分県リサイクル製品に認定されている。

- ・木造住宅解体廃材から付加価値の高い厚板耐力壁ユニットを開発

##### ○循環型環境産業(事業化支援)＜15件＞(18～21年度)

- ・従来破碎処理が困難で最終処分していた陶磁器くずから再生砕砂を生産し、土木用資材として再生利用を図った。

- (実績) 年間約 30,000トン発生する陶磁器くずを全量製品として再生利用することにより、最終処分量はゼロになった。

- ・従来処理困難であった大型重機廃タイヤ等の廃棄物を処理できる破碎機を導入し、固形燃料化を図った。

- (実績) 年間約 2,000トン処理し、製紙工場向け燃料として再生処理することで、最終処分場の延命化と地球温暖化防止に貢献した。

- ・RPF(廃プラスチック、木くず、再生できない紙等からなる固形燃料)燃焼灰をセメント固化し、路盤材、農業用土壌改良剤として再生利用を図った。

- (実績) 年間約 18,000トン発生する燃焼灰はこれまで最終処分していたが、全量製品として再生利用することにより、最終処分量はゼロになった。

##### ○リサイクル施設等整備支援＜4件＞(19～20年度)

- ・自動車等のプラスチック成形部品やポリエチレンフィルムの製造工程で発生した不良品等を原料として再利用するための設備導入を支援

- (実績) 製造工程の不良品を再生利用することによる産業廃棄物削減率 60～100%

- ・採石副産物の脱水ケーキから再生路盤材を製造するための設備導入を支援

- (実績) 脱水ケーキから再生路盤材の製造量 450トン/年

**◎適正処理の推進****678,390千円**

不法投棄廃棄物の撤去を進めるとともに、産業廃棄物監視員、監視カメラ及び不法投棄防止フェンスによる不法投棄の未然防止を図っている。

また、最終処分場等の監視・指導を実施するとともに、計量業務の適正化を促進している。

- ・不法投棄件数の減少 約40%減(16年度 127件→20年度 80件)
- ・苦情件数の減少 約80%減(16年度 227件→20年度 49件)
- ・最終処分場、中間処理施設等への立入件数の増加  
約30%増(16年度 8,233件→20年度 10,768件)

**◎基盤整備の促進****57,754千円**

市町村及び産業廃棄物処理施設設置者が行う、処理施設周辺の道路補修などの経費に対して助成を行うことで環境の改善を図った。

**○整備箇所数等<11箇所>(18~20年度)**

- ・処理施設周辺の道路補修
- ・バイパス道路の設置
- ・ガードレール等の設置

**◎啓発広報・環境教育****38,443千円**

廃棄物の発生抑制と循環型環境産業の育成を図るため、マスメディアを活用して不法投棄防止・3Rの必要性等を県民に呼びかけるとともに、県内発生廃棄物を原材料とするリサイクル製品を認定し、その利用を促進している。

また、ごみゼロおおいた作戦の展開やレジ袋無料配布中止の取組により地球温暖化防止やごみの減量化、県民の環境問題についての意識啓発を図っている。

**○リサイクル認定製品数<81製品>(21年8月末現在)**

- ・がれき、陶磁器くず、熔融スラグ等を使用したタイル、ブロック、レンガ
  - ・樹皮、汚泥等を使用した緑化基盤材、土質改良材等
- <認定製品の利用件数>

**○マイバッグ持参率<84.9%>(平成21年8月平均)**

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用件数	173	543	708	1,014

- ・食品スーパー等28事業者217店舗で「レジ袋無料配布中止」を実施

- ・6~8月のレジ袋削減枚数 24,246,555枚
- ・CO2削減量 約1,503トン(約10万7千本分の杉の1年間のCO2吸収量)
- ・ごみ削減量 約242トン
- ・石油削減量 約444KL

## V 排出事業者の意識

[意識調査結果]

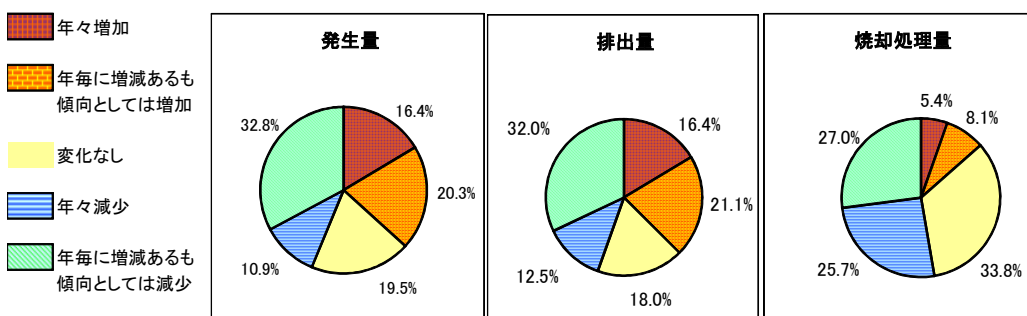
- 平成21年4月、県内に事業所を有する排出事業者に意識調査を実施した。
  - ・対 象 産業廃棄物を一定程度排出する事業所(建設業、製造業、電機・水道業…等)
  - ・発 送 155事業所(多量排出事業者) 回 答 133(回答率 85.8%)

### 1 産業廃棄物処理の状況等について

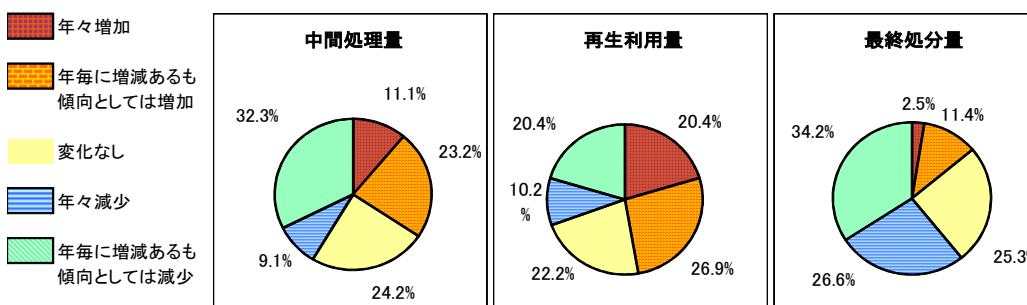
税の導入年度前(平成16年度以前)と導入後(平成17年度以降)とを比較した場合の排出される産業廃棄物量の変化

#### (1) 産業廃棄物処理の状況等について

廃棄物の状態	発生量						排出量						焼却処理量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計
産業廃棄物の合計量	21	26	25	14	42	128	21	27	23	16	41	128	4	6	25	19	20	74
	16.4%	20.3%	19.5%	10.9%	32.8%	100.0%	16.4%	21.1%	18.0%	12.5%	32.0%	100.0%	5.4%	8.1%	33.8%	25.7%	27.0%	100.0%



廃棄物の状態	中間処理量						再生利用量						最終処分量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも傾向としては減少	合計
産業廃棄物の合計量	11	23	24	9	32	99	22	29	24	11	22	108	2	9	20	21	27	79
	11.1%	23.2%	24.2%	9.1%	32.3%	100.0%	20.4%	26.9%	22.2%	10.2%	20.4%	100.0%	2.5%	11.4%	25.3%	26.6%	34.2%	100.0%





発生量については、減少傾向にあるとの回答は43.7%（「年々減少」10.9%、「年毎に増減あるも傾向としては減少」32.8%）である。増加傾向にあるとの回答が36.7%（「年々増加」16.4%、「年毎に増減あるも傾向としては増加」20.3%）あるが、減少傾向にあるとの回答が若干上回っている。

排出量についても、減少傾向にあるとの回答が44.5%（「年々減少」12.5%、「…傾向としては減少」32.0%）である。増加傾向にあるとの回答37.5%（「年々増加」16.4%、「…傾向としては増加」21.1%）に対して、減少傾向にあるとの回答が上回っている。

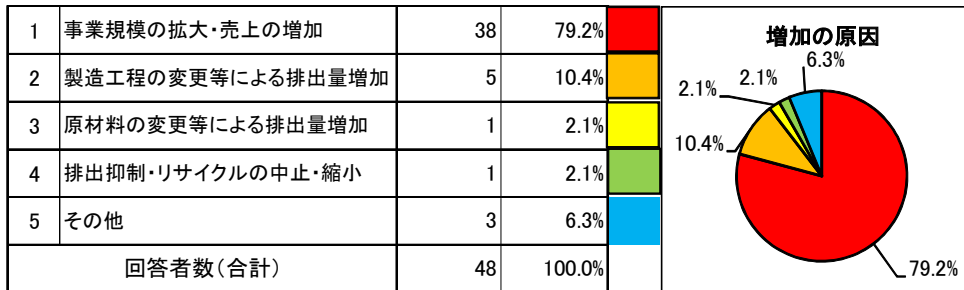
焼却処理量は、減少傾向にあるとの回答が52.7%（「年々減少」25.7%、「…傾向としては減少」27.0%）であり、増加傾向にあるとの回答13.5%（「年々増加」5.4%、「…傾向としては増加」8.1%）を大きく上回り、全体の半数を超える割合となっている。

中間処理量（焼却を除く）についても、減少傾向にあるとの回答が41.4%（「年々減少」9.1%、「…傾向としては減少」32.3%）であり、増加傾向にあるとの回答34.3%（「年々増加」11.1%、「…傾向としては増加」23.2%）と比較して高くなっている。

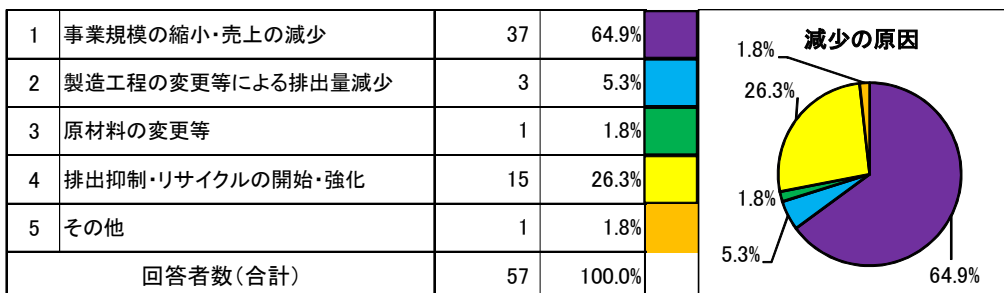
最終処分量も、減少傾向にあるとの回答が60.8%（「年々減少」26.6%、「…傾向としては減少」34.2%）、増加傾向にあるとの回答が13.9%（「年々増加」2.5%、「…傾向としては増加」11.4%）であり、減少傾向にあるとの回答が増加傾向を大きく上回っている。

一方、再生利用量については、増加傾向にあるとの回答が47.3%（「年々増加」20.4%、「…傾向としては増加」26.9%）であるのに対して、減少傾向にあるとの回答が30.6%（「年々減少」10.2%、「…傾向としては減少」20.4%）であり、増加傾向にあるとの回答が上回っている。

## (2) 排出量増加の原因



## (3) 排出量減少の原因

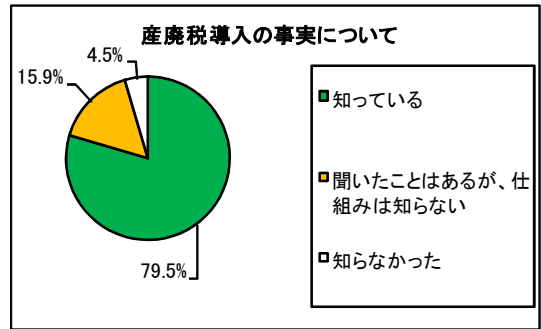


排出量増加の原因については、「事業規模の拡大・売上の増加」が79.2%と約8割を占めている。

排出量減少の原因については、「事業規模の縮小・売上の減少」が一番多く64.9%を占めるが、「排出抑制・リサイクルの開始・強化」も26.3%に上っている。

## 2 産業廃棄物税の導入の事実について

1	知っている	105	79.5%
2	聞いたことはあるが、仕組みは知らない	21	15.9%
3	知らなかった	6	4.5%
回答者数(合計)		132	100.0%

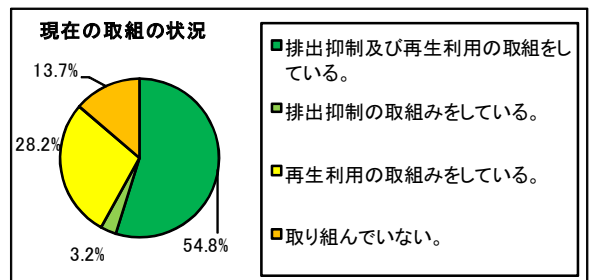


「知っている」が79.5%、「聞いたことはあるが、仕組みは知らない」が15.9%で合わせると95.4%となる。「知らなかった」も4.5%存在する。

## 3 産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について

### (1) 現在の取組みの状況

1	排出抑制及び再生利用の取組をしている。	68	54.8%
2	排出抑制の取組をしている。	4	3.2%
3	再生利用の取組をしている。	35	28.2%
4	取り組んでいない。	17	13.7%
回答者数(合計)		124	100.0%

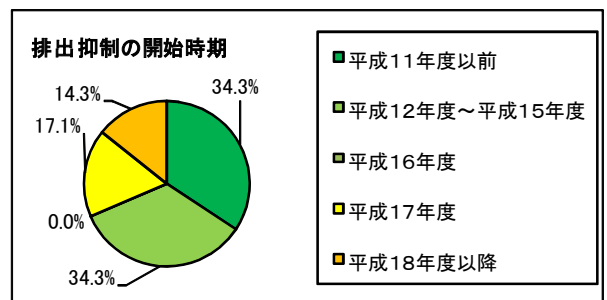


「排出抑制及び再生利用の取組をしている」54.8%、「排出抑制の取組をしている」3.2%、「再生利用の取組をしている」28.2%、合計86.2%が取組みを行っていると回答。「取り組んでいない」は13.7%であった。

### (2) 取組開始時期

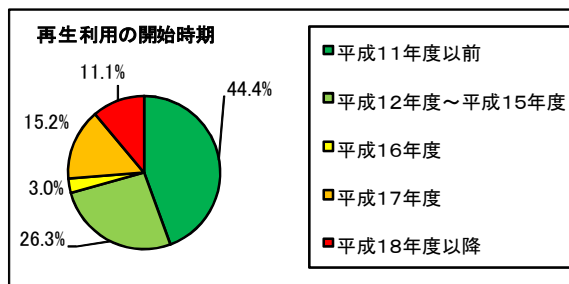
#### ・排出抑制

1	平成11年度以前	24	34.3%
2	平成12年度～平成15年度	24	34.3%
3	平成16年度	0	0.0%
4	平成17年度	12	17.1%
5	平成18年度以降	10	14.3%
回答者数(合計)		70	100.0%



・再生利用

1	平成11年度以前	44	44.4%
2	平成12年度～平成15年度	26	26.3%
3	平成16年度	3	3.0%
4	平成17年度	15	15.2%
5	平成18年度以降	11	11.1%
回答者数(合計)		99	100.0%

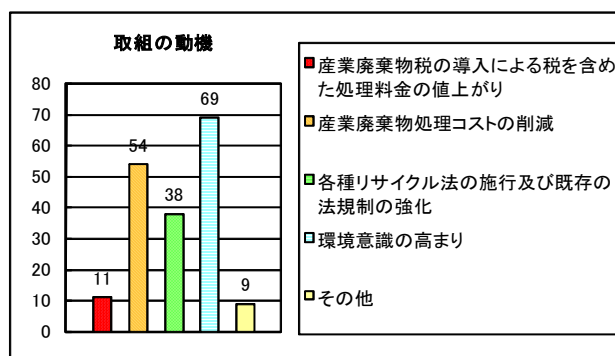


排出抑制に係る取組みの開始時期については、「平成11年度以前」と「平成12年度～15年度」をあわせると68.6%となり、約7割が平成15年度以前に取組みを開始したことが伺える。また、税を導入した「平成17年度」と「平成18年度以降」をあわせると31.4%と、税導入のインセンティブ効果もあったと考えられる。

再生利用の開始時期についても、「平成11年度以前」と「平成12年度～平成15年度」をあわせた70.7%が平成15年度以前に取組みを開始しているが、ここでも税を導入した「平成17年度」と「平成18年度以降」をあわせると26.3%と、税導入のインセンティブ効果もあったと考えられる。

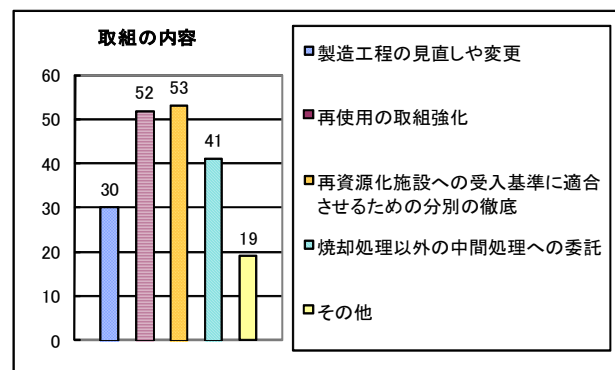
(3) 取組みの動機(複数回答)

1	産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	11
2	産業廃棄物処理コストの削減	54
3	各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	38
4	環境意識の高まり	69
5	その他	9
回答者数		105



(4) 取組みの内容(複数回答)

1	製造工程の見直しや変更	30
2	再使用の取組強化	52
3	再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	53
4	焼却処理以外の中間処理への委託	41
5	その他	19
回答者数		107

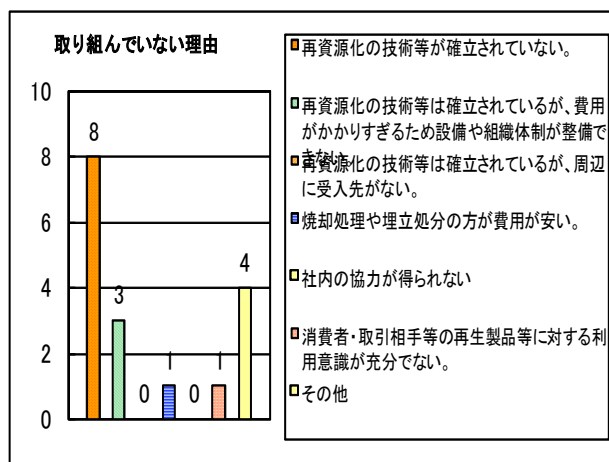


排出抑制や再生利用の取組開始の動機についての回答は、「環境意識の高まり」69件、「産業廃棄物処理コストの削減」54件の順で多いが、「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」も38件あり、リサイクルに向けた各種法整備が進んできたことも動機となっていることが伺える。一方「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」は11件であり、取組みの動機としてはそれほど強いものとはなっていない。

取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が53件、「再使用の取組強化」が52件とほぼ同じ数値を示し、ついで「焼却処理以外の中間処理への委託」41件、「製造工程の見直しや変更」30件となっている。

(5) 取り組んでない理由(複数回答)

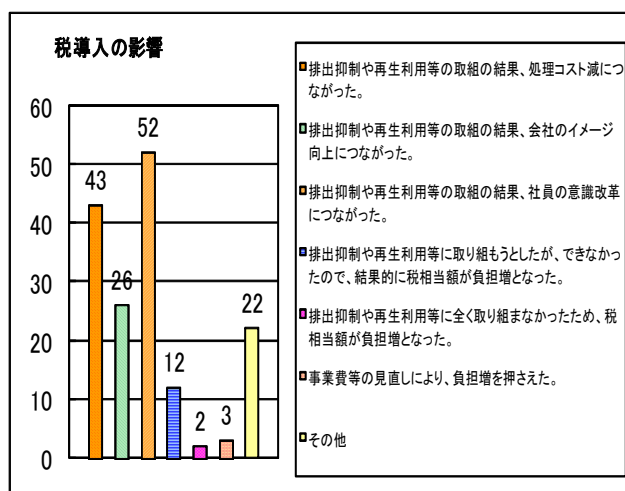
1	再資源化の技術等が確立されていない。	8
2	再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。	3
3	再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受入先がない。	0
4	焼却処理や埋立処分の方が費用が安い。	1
5	社内の協力が得られない	0
6	消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。	1
7	その他	4
回答者数		17



排出抑制や再生利用に取り組んでいないと答えた事業者がその理由を回答したものであるが、「再資源化の技術が確立されていない」が一番多く8件、ついで「再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」が3件、「焼却処理や埋立処分の方が費用が安い」と「消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない」が1件ずつとなっている。

(6) 税導入の影響(複数回答)

1	排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト減につながった。	43
2	排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。	26
3	排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった。	52
4	排出抑制や再生利用等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。	12
5	排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。	2
6	事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	3
7	その他	22
回答者数		129



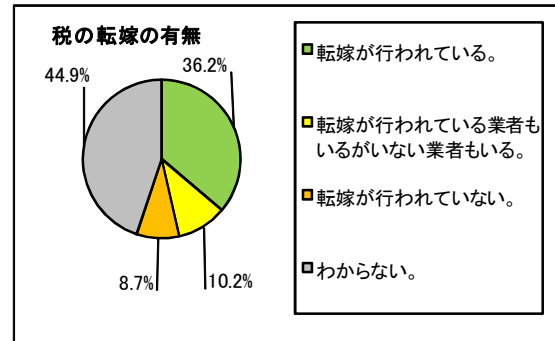
税の導入に伴う経営上の影響については、「排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった」が52件で一番多い。ついで「…処理コスト減につながった」が43件、「…会社のイメージ向上につながった」が26件となっている。一方、「排出抑制や再生利用に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった」は12件あり、また「事業費等の見直しにより、負担増を押さえた」が3件、「排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった」は2件となっているが、全体に税導入により取組がさらに進められたことが認められる。

「その他」が22件あったが、その多くが「影響なし」とする内容であった。

#### 4 産業廃棄物税の制度について

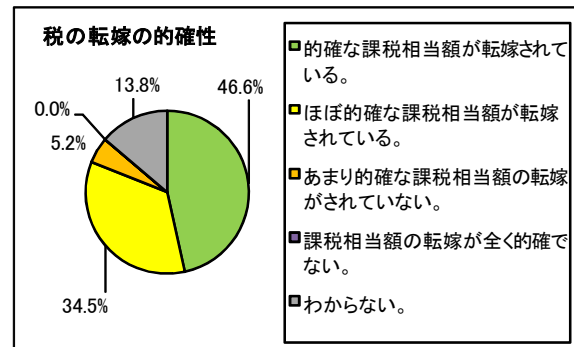
##### (1) 税の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	46	36.2%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	13	10.2%
3	転嫁が行われていない。	11	8.7%
4	わからない。	57	44.9%
回答者数(合計)		127	100.0%



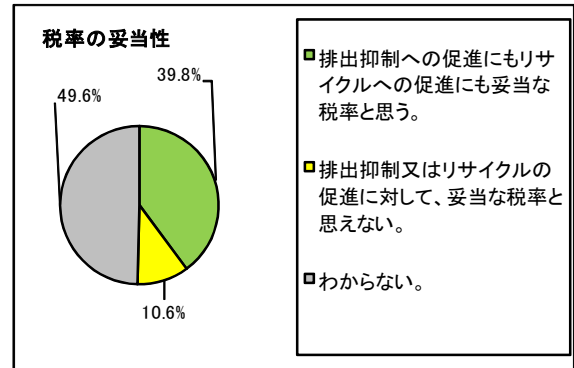
##### (2) 税の転嫁の的確性

1	的確な課税相当額が転嫁されている。	27	46.6%
2	ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。	20	34.5%
3	あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。	3	5.2%
4	課税相当額の転嫁が全般的確でない。	0	0.0%
5	わからない。	8	13.8%
回答者数(合計)		58	100.0%



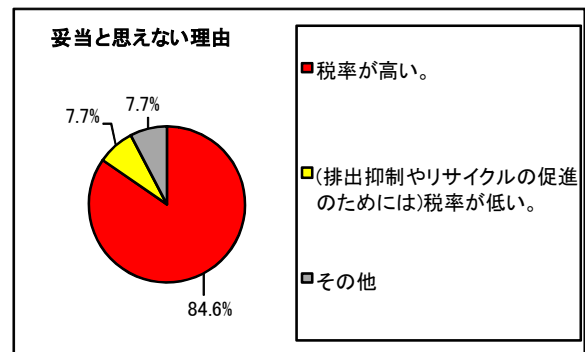
##### (3) 税率の妥当性

1	排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。	49	39.8%
2	排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。	13	10.6%
3	わからない。	61	49.6%
回答者数(合計)		123	100.0%



##### (4) 妥当と思えない理由

1	税率が高い。	11	84.6%
2	(排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い。	1	7.7%
3	その他	1	7.7%
回答者数(合計)		13	100.0%



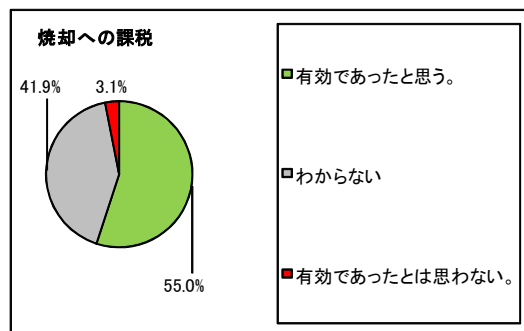
税の転嫁については、「転嫁が行われている」が36.2%であるが、「わからない」も44.9%に上っている。これは、事業者の多くが、直接焼却や埋立を委託するのではなく、再生利用を前提とした中間処理を委託するため、処理料金の税相当額が含まれていても意識できていないということも考えられる。

転嫁の的確性については、約半数の46.6%が「的確な課税相当額が転嫁されている」を選んでおり、「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」の34.5%と合わせると81.1%となる。「あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない」は5.2%、「課税相当額の転嫁が全く的確でない」については0%であり、税の転嫁については概ね的確であると判断される。

税率の妥当性については、「わからない」が49.6%と半数近くを占めているが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進に妥当な税率と思う」が、39.8%であり、「排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない」の10.6%を大きく上回っている。

### (5) 焼却への課税

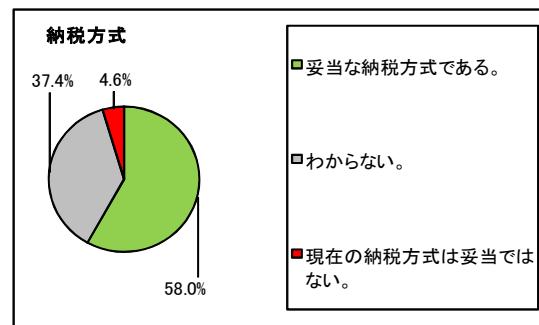
1	有効であったと思う。	71	55.0%
2	わからない	54	41.9%
3	有効であったとは思わない。	4	3.1%
回答者数(合計)		129	100.0%



九州独自の課税方式である焼却処理への課税については、「有効であったと思う」が55.0%と半数を超えている。「わからない」も41.9%あるものの、「有効であったとは思わない」は3.1%であり、概ね受け入れられていると考えられる。

### (6) 納税方式

1	妥当な納税方式である。	76	58.0%
2	わからない。	49	37.4%
3	現在の納税方式は妥当ではない。	6	4.6%
回答者数(合計)		131	100.0%

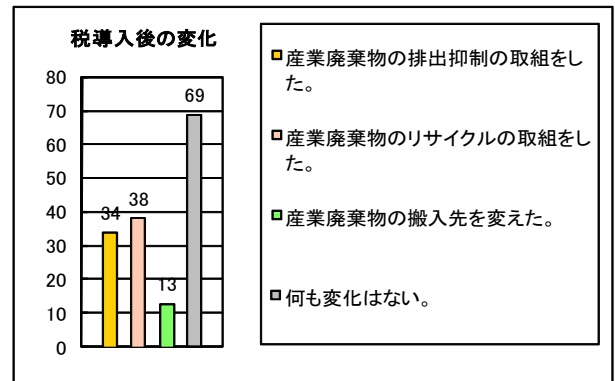


焼却処理業者及び最終処分業者が排出事業者や中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入する特別徴収方式について、「妥当な納税方式である」と答えたものが58.0%であり、「わからない」が37.4%あるものの、「現在の納税方式は妥当ではない」とする4.6%を大きく上回っており、概ね受け入れられていると考えられる。

## 5 産業廃棄物税の広域的導入について

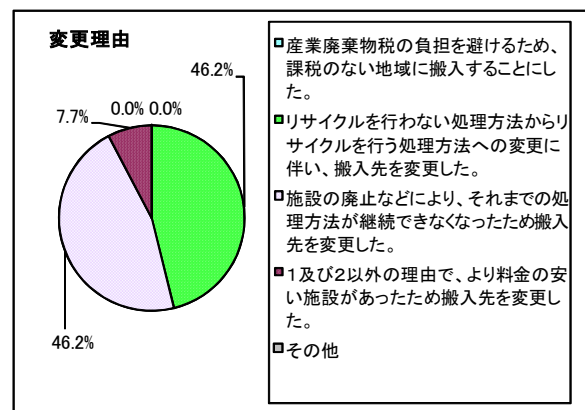
### (1) 税導入後の変化(複数回答)

1	産業廃棄物の排出抑制の取組をした。	34
2	産業廃棄物のリサイクルの取組をした。	38
3	産業廃棄物の搬入先を変えた。	13
4	何も変化はない。	69
回答者数		130



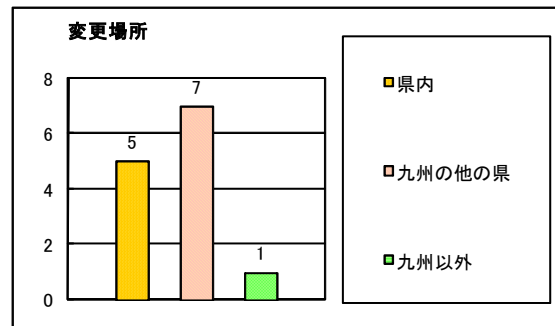
### (2) 変更理由

1	産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	0	0.0%
2	リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	6	46.2%
3	施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	6	46.2%
4	1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	1	7.7%
5	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		13	100.0%



### (3) 変更場所

1	県内	5
2	九州の他の県	7
3	九州以外	1
回答者数		13



#### 県内

1	大分市	3
2	それ以外の地域	1

#### 九州の他の県

1	福岡県	7
2	佐賀県	0
3	長崎県	0
4	熊本県	0
5	宮崎県	0
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

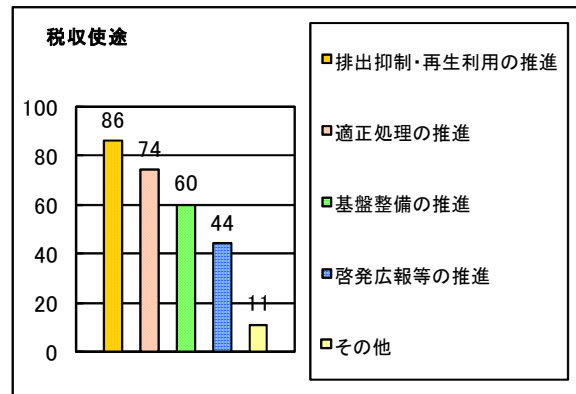
#### 九州以外

1	中国地方	0
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	1



## 6 産業廃棄物税の税収使途について

1	排出抑制・再生利用の推進	86
2	適正処理の推進	74
3	基盤整備の推進	60
4	啓発広報等の推進	44
5	その他	11
回答者数		117



産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の4つを柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきだと考えるか調査したもの。排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の順で回答が多かった。

## 7 自由意見欄(抜粋)

(税収使途事業の「その他」欄に記載されたものも含む)

### ○税収使途事業

- ・公共の廃棄物処理場を建設するための基金として積み立てるべき
- ・廃棄物処理費用を安くするための財源に充てるべき
- ・不法投棄防止のために、処分費に充てたり、抑止のための啓発を行うべき
- ・小中学校におけるエコ教育等に使用すべき(都市部に比べて大分のエコ教育は遅れていると思う)
- ・(産廃)パトロール等(不法投棄をする業者にはもっと厳しく対応すべき)
- ・処分業者への補助等を行うべき
- ・電子マニフェスト化の推進、不法投棄の抑制(監視カメラ等)のための財源に充てるべき
- ・環境修復(大気、水質)のための財源とするべき
- ・不法投棄監視の強化を行うべき
- ・研究開発、ハード設置補助金にとどまらず、廃棄物の(九州以外も含めた)広域的な再生利用先の調査及びネットワークの構築に活用すべき
- ・産業廃棄物管理者教育(研修)を行うべき
- ・どの産業廃棄物処理施設も老朽化していて、基準を満たすのが難しい。それら施設の改良、改築更新についての補助に充てるべき

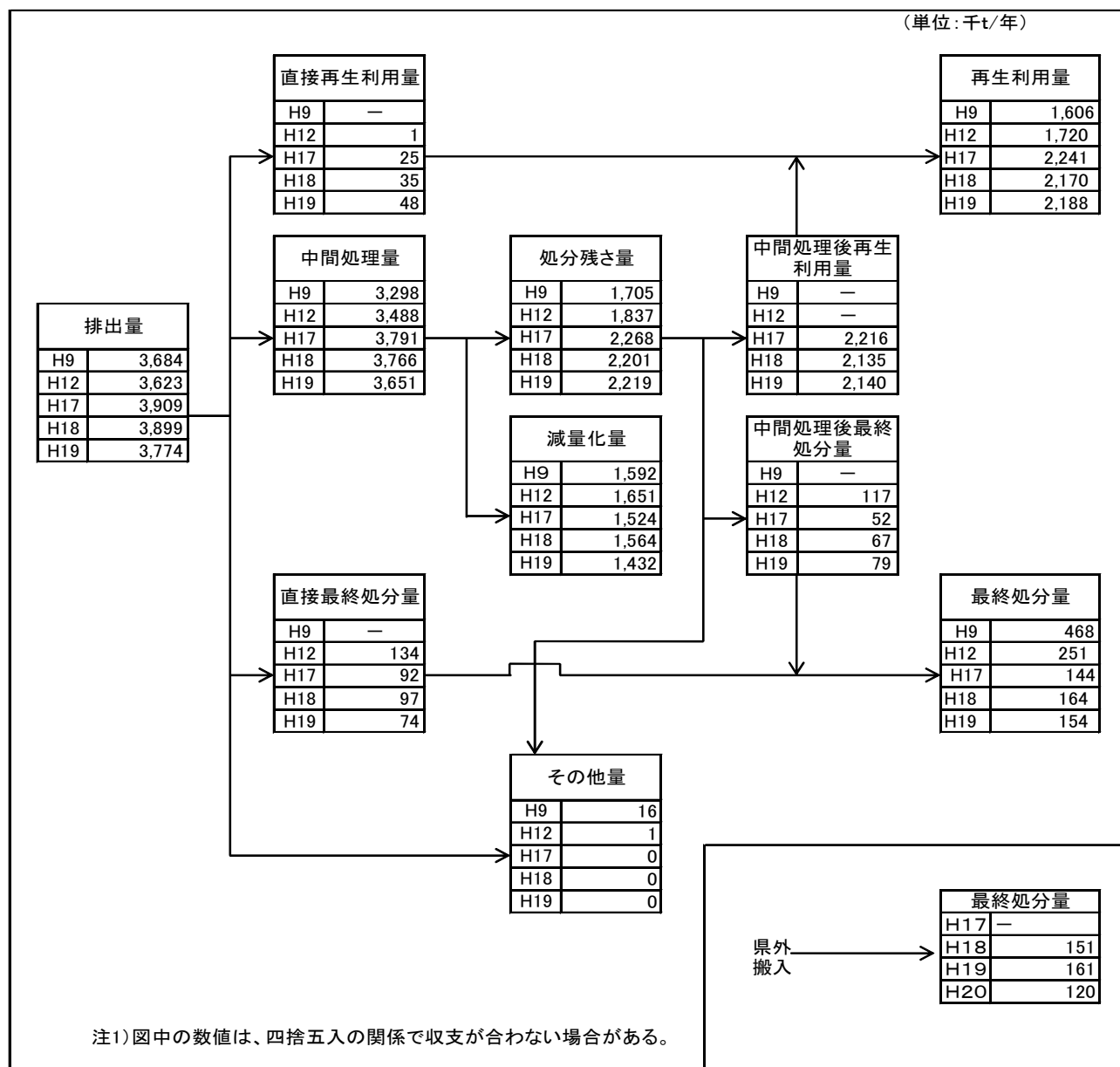
### ○その他

- ・公共工事が減ると産業廃棄物税も必然的に減る。景気回復は公共事業にかかっていると思う。
- ・産廃税の税収が減少していれば、それは排出が抑制されている成果だと思う。
- ・産業廃棄物税に関しての自分の知識が不足している。これから勉強したい。
- ・現在の税制で良いと思われるが、依然として不法投棄が行われている。これらに対する検証を行い、罰則の強化や何らかの規制も考慮すべき。
- ・税収使途についての具体的な内容、効果等について広報をお願いしたい。



- ・産業廃棄物に関する知識はまだ不十分。対象業者の担当者への全般的な教育を強く求める(社内での教育、研修は厳しい)。
- ・税収使途についての具体的な広報を実施し、市民が理解できるようにして欲しい。
- ・税導入以前からリサイクルの推進、発生量の削減、産廃の再資源化に全社的に取り組んでいる。徴収された税金は有効に活用して欲しい。

## VI 産業廃棄物の処理処分状況の推移



- ・県内最終処分量は平成9年度と比較すると、減量化及び再生利用により約1/3に減少している。
- ・直接再生利用量は平成17年度と比較すると、再生利用等の取組により約2倍に増加している。
- ・再生利用量は平成9年度と比較すると排出抑制・再生利用の取組により約1.4倍に増加している。
- ・直接最終処分量は平成12年度と比較すると排出抑制・直接再生利用量の増加によりほぼ半減している。

## Ⅶ 税導入の効果

### 排出抑制、リサイクルに向けたインセンティブ(動機付け)効果について

県内の処理処分状況をまとめた「Ⅵ 産業廃棄物の処理処分状況の推移」によると、税導入前の平成9年度、12年度と税導入後の平成17年度以降を比較した場合、再生利用量は増加し最終処分量は減少している。県外からの搬入量を含めた下記<課税標準量の推移表>においても、課税標準量の平成17年度以降の一貫した減少を確認できる。全体としては、税導入以後、排出量及び最終処分等の数量については減少の傾向にあるといえる。

さらに「Ⅴ 排出事業者の意識」の調査結果でも、排出抑制や再生利用の取組を行っている事業所が8割を超えており、排出事業者の間でも排出抑制等へ向けた意識はかなり定着しているものと考えられる。

処理数量等の推移や排出事業者の意識向上の要因としては、税の導入以外にも、建設リサイクル法の施行による建設廃材のリサイクル量の増加や、昨今の環境意識向上を背景にした会社のイメージアップへ向けた対応等様々なものが考えられるが、排出事業者への意識調査の結果で、税導入の事実が概ね周知されていることや、税の導入により排出抑制等に取り組んだ結果、処理コスト減や社員の意識改革につながったと答えているものが多いこと等からも、排出抑制、リサイクルに向けた一定のインセンティブ効果があったものと認められる。

<課税標準量の推移表>

(単位トン)

	17年度	18年度	19年度	20年度
焼却	21,356	34,659	27,183	23,900
最終処分	322,952	399,999	329,675	320,682
計	344,308	434,658	356,858	344,582
前年比	-	126.24%	82.10%	96.56%
17平年度化(×4/3)	459,077	434,658	356,858	344,582
前年比	-	94.68%	82.10%	96.56%

## **Ⅷ 産業廃棄物をめぐる課題及び今後の方向性**

### **(1) 排出抑制及び減量化等の推進**

#### **【課題】**

県内の排出量は減少傾向にあるものの、再生利用量及び最終処分量は横ばい傾向となっている。最終処分量の減量化のためにはさらなる再生利用を推進する必要がある。

#### **【今後の方向性】**

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の再生利用のより一層の推進のために、廃棄物の排出事業者と廃棄物を資源として活用する事業者のマッチングを促進するとともに、リサイクル製品の利用拡大を強化する。また、地球温暖化対策のために、CO2削減につながる産業廃棄物の再生利用等の施策に取り組む。

### **(2) 適正処理の推進**

#### **【課題】**

最終処分場において、不適正に処理された県外からの産業廃棄物が埋立等され、火災や硫化水素ガスの発生等の原因となる事例が起こっており、周辺住民の不安が増し、環境への影響が懸念される。

また、廃棄物の不法投棄は減少傾向にあるものの、依然として山間部、郊外等人目のつきにくい場所で発生している。

#### **【今後の方向性】**

県外からの産業廃棄物の搬入や不法投棄に対して、産業廃棄物監視員の増員や市町村職員の併任等により、監視体制の強化を図る。

また、改正した県廃棄物適正化条例施行規則の適正な運用に努めるとともに、今後の産業廃棄物処分場の整備方針等を検討する。

### **(3) 周辺環境の整備の推進**

#### **【課題】**

産業廃棄物処理施設周辺においては、大型トラックの通行による道路舗装の劣化など、生活環境の悪化が見られる。

#### **【今後の方向性】**

産業廃棄物処理施設の周辺環境の整備については、今後も住民、市町村と協議しながら実施していく必要がある。

### **(4) 啓発広報等の促進**

#### **【課題】**

産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を推進するためには、事業者、県民及び行政が協働して取り組む気運を高めていくことが重要である。

#### **【今後の方向性】**

廃棄物に対する事業者及び県民の意識向上を図るため、地球環境対策の視点も含めた啓発広報等をさらに継続して行う必要がある。

上記のとおり、県民の安心に資するため、引き続き、産業廃棄物税を有効に活用し、産業廃棄物をめぐる課題に的確に対応しながら、施策の充実・強化に努める。

## Ⅹ 税制度についての検討

検討項目	現行の制度	制度の検証
<p>課税客体 (焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者が税を負担する。焼却量に応じた課税は焼却施設への搬入段階で行い、最終処分量に応じた課税は最終処分場への搬入段階で行う。</li> <li>・九州各県が採用(焼却施設搬入に係る課税については、熊本県、沖縄県を除く)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出抑制の効果が大きい最終処分場への搬入段階に課税することに加え、焼却施設への搬入段階にも課税を行うことにより、リサイクル(再使用、再生利用)への誘導を促進することができる。</li> </ul>
<p>特別徴収方式 (焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者から焼却処理業者及び最終処分業者が税を徴収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の徴収は焼却処理業者及び最終処分業者が行う。</li> <li>・税を導入している27道府県のうち、25道府県が採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の処理業者は排出事業者に比べて数が少なく、申告納付に比べ徴収コストが安い。</li> <li>・免税点を設ける必要性が少なくなり、課税上の公平性を保つことができる。</li> </ul>
<p>税率 (焼却施設への搬入に対して800円/t、最終処分場への搬入に対して1,000円/tを徴収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税を課すことで、産業廃棄物の排出抑制等にインセンティブが働き、かつ事業者に過度の負担とならない水準として設定</li> <li>・最終処分場への搬入については、税を導入している27道府県すべてが同一の税率を採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出抑制等に効果が認められるとともに、事業者からもおおむね理解を得ている。</li> </ul>
<p>課税の特例 (特定の者に対する過度な負担の緩和)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一事業者の年度における産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この制度により、特定の排出事業者に税負担が過度に偏ることが緩和されている。</li> </ul>

## X まとめ

これまで述べてきたとおり、県内の産業廃棄物は、税導入前に比べ再生利用量は増加し、最終処分量は減少しており、税を負担する排出事業者に対する意識調査においても、税導入による排出抑制、リサイクルの推進に向けた一定のインセンティブ効果が認められる。

また、税を財源とした使途事業についても一定の成果を上げており、今後も引き続き事業を行う必要がある。

さらに、この税制度については、九州各県が連携して導入した税であり、熊本県、沖縄県を除いて課税客体は同じであり、税の徴収方式、税率についてはすべての県で同じとなっている。

特に、税率について同率となっていることで、九州内の産業廃棄物の県間移動に対して中立的となっている。税導入後5年目となり、九州各県で連携しながら見直しを行っているが、その中では各県とも、今後も同一税率にて課税を継続する意向であり、本県も同一步調をとることで、産業廃棄物の流入を抑止する必要がある。

これらのことから産業廃棄物税については、現行制度のまま継続することが適当であると考える。

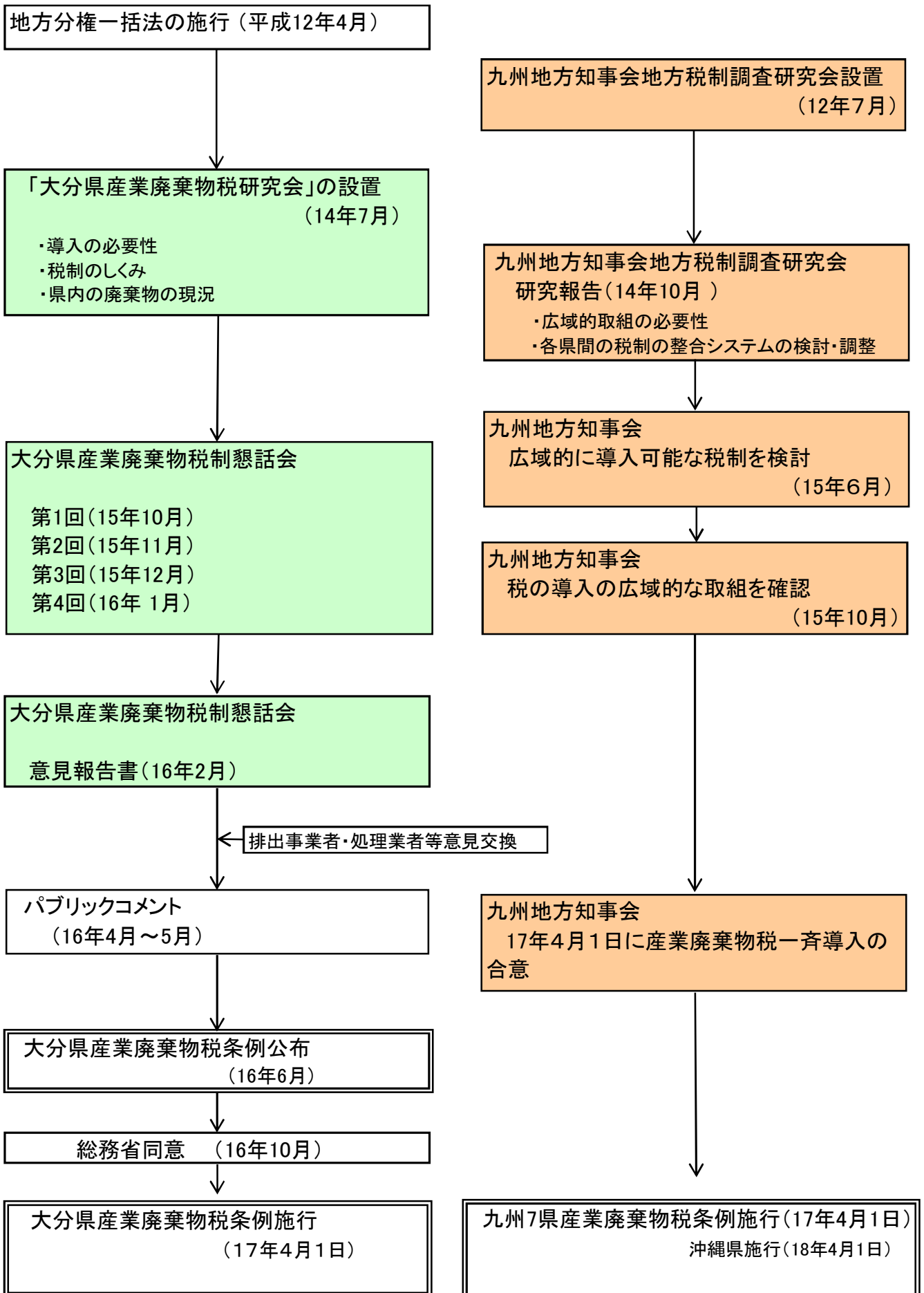
# 資 料

## ○ 産業廃棄物税導入に係る全国の状況

産業廃棄物に関する税制度を導入している都道府県は、平成21年度4月現在、27道府県と1市であり、検討を終えた次の9県市が、現行制度のまま条例を継続して施行することを決定している。

県 名	制 定	施 行	方式区分	状 況	条例の改正
三重県	平成13年 7月	平成14年 4月	事業者 申告納付	現行制度のまま 継続	なし
岡山県	平成14年 6月	平成15年 4月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 継続	附則見直し規 定改正
鳥取県	平成14年 7月	平成15年 4月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 5年延長の時限 措置	適用期間を施 行日から10年後に 延長
広島県	平成14年 7月	平成15年 4月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 5年延長の時限 措置	失効日を5年後 から10年後に 延長
北九州市	平成14年 6月	平成15年 10月	最終処分業者 申告納付	現行制度のまま 継続	なし
青森県	平成14年 12月	平成16年 1月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 継続	なし
岩手県	平成14年 12月	平成16年 1月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 継続	なし
秋田県	平成13年 12月	平成16年 1月	最終処分業者 特別徴収	現行制度のまま 継続	なし
滋賀県	平成15年 3月	平成16年 4月	事業者 申告納付	現行制度のまま 継続	附則見直し規 定改正

# 大分県産業廃棄物税条例制定の経過



# 産業廃棄物税の導入に関する意識調査

## 概要

### 1 目的

導入から5年目を迎えた産業廃棄物税について、排出事業者（納税義務者）へのアンケート調査を行うことにより、その排出抑制効果及びインセンティブ（動機付け）効果等を検証し、今後の産業廃棄物税のあり方を検討する際の資料とするために実施した。

### 2 対象者

事業活動に伴い生じる産業廃棄物を一定程度排出する事業所とした。

具体的には、廃棄物対策課が平成20年度に行った「大分県産業廃棄物税導入効果検証業務調査」にてアンケートの対象とした155事業所。

[対象業種の例]

- ・建設業
- ・製造業
- ・電気・水道業 …等

発送155 回答133 （回答率 85.8%）

### 3 設問内容等

九州各県との共同実施を念頭に置き、共同案に基づいたものを使用した。

### 4 実施期間

発送4月23日（木）

期限5月15日（金）

### 5 アンケートの内容

- ① 産業廃棄物税の導入による排出抑制・再生利用の取組の動機付け（インセンティブ）について
- ② 具体的な方策の取組みについて  
（製造工程の見直し・再使用の取組強化・分別の徹底・焼却処理以外の中間処理への委託）
- ③ 排出抑制・再生利用に取り組むことができない理由について  
（再資源化の技術の未確立・費用が高い・受入先の有無）
- ④ 産業廃棄物の税率、制度、納税方式について
- ⑤ 広域的導入による取組みについて
- ⑥ 今後の税収使途について



事業者の皆様へ

『産業廃棄物税の導入に関する意識調査』御協力をお願い

県行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県を含む九州各県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現に資するため、平成16年に「産業廃棄物税条例」を制定し、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへ向けたインセンティブ（動機づけ）を与える役割のほか、税収を環境政策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進していくためのものです。

本調査は、事業者の皆様にも、産業廃棄物税の導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、税収を活用した使途事業に関する御意見等をお聞きするため実施するものです。

御多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨に御理解を賜り、調査票の各設問の回答を直接御記入の上、記入済みの調査票のみを同封の返信用封筒（返信用切手貼付済み）にて、平成21年5月15日（金）までに御投函下さいますようお願い申し上げます。

設問の内容や回答方法等、御不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

なお、御記入いただきました回答につきましては、個々の回答内容の秘密を厳守するとともに、この調査を通じて当該条例施行後の状況等の把握と今後の政策の参考とする目的以外に利用することは決してありませんので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

平成21年4月

大 分 県

<お問い合わせ先>

大分県総務部

税務課課税班

T E L : 097-506-2384

又は

大分県生活環境部

廃棄物対策課産業廃棄物班

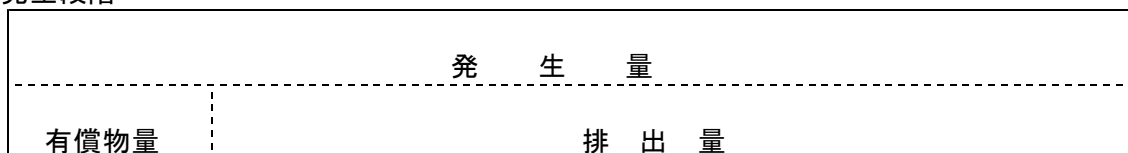
T E L : 097-506-3129

□ この調査票に関する産業廃棄物に係る用語の定義

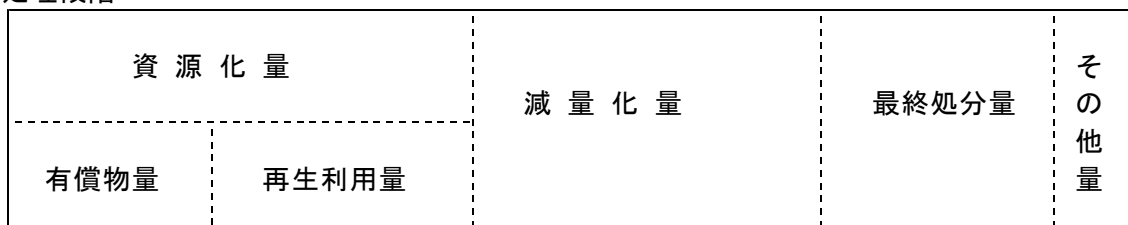
用語	定義
発生量	事業場内で発生した産業廃棄物量及び有償物量の総計
排出量	発生量から有償物量（*）を除いた量
* 有償物量	事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量
焼却処理量	直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理の量
中間処理量	発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における処分（焼却処理を除く）
再生利用量	中間処理された後、自ら利用するか、他者に有償で売却された量
資源化量	有償物量及び再生利用量の総計
減量化量	焼却、脱水等の中間処理により減量化された量の総計
最終処分量	埋立処分及び海洋投入処分をされた量の総計

□ 産業廃棄物の発生量等の概念図

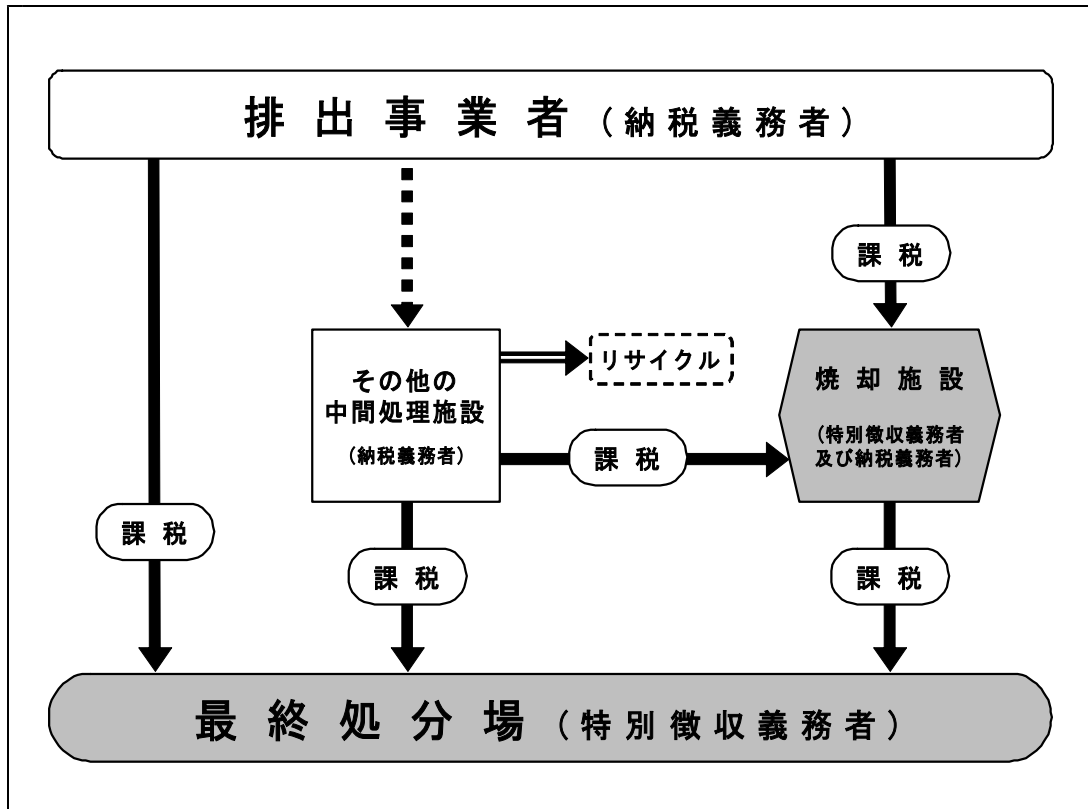
発生段階



処理段階



# 大分県産業廃棄物税の概要



## 税の概要

項目	内 容										
1 納税義務者	・ 県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者										
2 課税客体	・ 県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入										
3 課税標準	・ 県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量										
4 税率	1. 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円 2. 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円										
5 徴収方法	1. 焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収（申告納入） 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付										
6 納入(付)期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収（申告）すべき期間</th> <th>申告納入（納付）期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日から 3月31日まで</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日から 6月30日まで</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日から 9月30日まで</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から12月31日まで</td> <td>翌年の1月末日</td> </tr> </tbody> </table>	徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限	1月1日から 3月31日まで	4月末日	4月1日から 6月30日まで	7月末日	7月1日から 9月30日まで	10月末日	10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日
徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限										
1月1日から 3月31日まで	4月末日										
4月1日から 6月30日まで	7月末日										
7月1日から 9月30日まで	10月末日										
10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日										

## 産業廃棄物税の導入に関する意識調査票

この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票のみを返信用封筒でご返送をお願いします。  
はじめに、下記の事項についてご回答ください。

- (1) 貴社及び貴事業所の概要をご記入ください。  
(資本金、従業員数については、当てはまる番号に○をつけてください。)

会社〔団体〕名 (本社名)			
資本金	1. 1千万円以下	2. 1千万円超～5千万円	
	3. 5千万円超～1億円	4. 1億円超～3億円	
	5. 3億円超		
従業員数 (派遣社員を含む。 パート・アルバイトを除く。)	1. 50人以下	2. 50人超～100人	
	3. 100人超～200人	4. 200人超～300人	
	5. 300人超～500人	6. 500人超～900人	
	7. 900人超～1,000人	8. 1,000人超	
事業所名			
事業所所在地	〒 (TEL)		
記入者の の所属	(部署名)	(役職)	記入者の 氏名

- (2) 貴事業所の業務内容（主な製品など）を簡単に記述してください。

-----

-----

### I. 産業廃棄物処理の状況等について

- (1) 貴事業所（建設業の場合、工事現場等を含む）において、過去5年間（平成16年度から20年度）に渡って排出した主な産業廃棄物を＜別表1＞産業廃棄物の種類の種別により、量が多い順に3種類を限度に記入してください。

＜産業廃棄物の種類＞ \_\_\_\_\_

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

- (2) 貴事業所では、産業廃棄物税の導入年度前（平成16年度以前）と導入後（平成17年度

以降)とを比較した場合、産業廃棄物の種類ごとの量はどのように変化しましたか。

上記(1)で記入した産業廃棄物の種類を記入し、その種類ごとに、産業廃棄物の発生量、排出量、焼却処理量、中間処理(焼却を除く選別、脱水、破碎、中和、乾燥等)量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

注:平成16年度で排出していた産業廃棄物が、製品の製造中止等により平成17年度以降全く排出しなくなった場合の当該産業廃棄物については記入の必要はありません。

1. 年々増加            2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加            3. 変化なし  
4. 年々減少            5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少

産業廃棄物の種類	①(                    )	②(                    )	③(                    )
発生量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
排出量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
焼却処理量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
中間処理量(焼却を除く)	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
再生利用量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
最終処分量	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5

(3) 貴事業所では、産業廃棄物税の導入年度前(平成16年度以前)と導入後(平成17年度以降)とを比較した場合、産業廃棄物全体の量はどのように変化しましたか。

貴事業所の産業廃棄物全体の量について、発生量、排出量、焼却処理量、中間処理(焼却を除くもの上記(2)と同じ)量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. 年々増加            2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加            3. 変化なし  
4. 年々減少            5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少

発生量	排出量	焼却処理量	中間処理量(焼却を除く)
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
再生利用量	最終処分量	<b>排出量について</b> 「1」又は「2」に○ → 設問(4)へ 「4」又は「5」に○ → 設問(5)へ 「3」に○ → 設問Ⅱへ	
1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		

(4) 上記(3)で排出量の「1」又は「2」に○をつけられた方にお尋ねします。増加した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

<p>&lt;増加の原因&gt;</p> <p>1. 事業規模の拡大又は売上げの増加</p> <p>2. 製造工程の変更等による排出量の増加</p> <p>3. 原材料の変更等による排出量の増加</p> <p>4. 排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの中止又は縮小</p>
--

5. その他 ( )

→ 設問Ⅱへ

- (5) 上記(3)で排出量の「4」又は「5」に○をつけられた方にお尋ねします。  
減少した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

＜減少の原因＞

1. 事業規模の縮小又は売上げの減少
2. 製造工程の変更等による排出量の減少
3. 原材料の変更等による排出量の減少
4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの開始又は強化
5. その他 ( )

→ 設問Ⅱへ

## Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について

本県では、平成17年4月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の焼却施設及び埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

※ 大分県産業廃棄物税の概要については、別紙をご覧ください。

＜産業廃棄物税の導入＞

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、仕組みは知らない
3. 知らなかった

→ 設問Ⅲへ

## Ⅲ. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

- (1) 現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・再生利用の取組みについてお尋ねします。  
当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜現在の取組みの状況＞

1. 排出抑制及び再生利用の取組みをしている。
  2. 排出抑制の取組みをしている。
  3. 再生利用の取組みをしている。
  4. 取り組んでいない。
- } → 設問(2)(3)(4)へ  
→ 設問(5)へ

以下の(2)から(4)までは、上記(1)で「1」～「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

- (2) 排出抑制・再生利用の取組みを始めたのはいつ頃からですか。1から5までの当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

「＜取組開始時期＞

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1. 平成11年度以前 | 2. 平成12年度～平成15年度 |
| 3. 平成16年度   | 4. 平成17年度        |
| 5. 平成18年度以降 |                  |

排出抑制の取組開始時期					再生利用の取組開始時期				
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

→ 設問(3)へ

- (3) 排出抑制・再生利用の取組みを開始し、又は強化した動機になったものは何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの動機＞

1. 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり
2. 産業廃棄物処理コストの削減
3. 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化
4. 環境意識の高まり
5. その他(具体的に)

{

}

→ 設問(4)へ

- (4) 排出抑制・再生利用の取組みとして具体的にはどのようなことをしていますか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの内容＞

1. 製造工程の見直しや変更
2. 再使用の取組強化
3. 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底
4. 焼却処理以外の中間処理への委託
5. その他(具体的に)

{

}

→ 設問(6)へ

- (5) 上記(1)で「4」に○をつけられた方のみにお尋ねします。排出抑制・再生利用に取り組んでいない理由は何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「7」に○をつけた方は具体的な内容を記入してください。

(複数回答可)

＜取り組んでいない理由＞

1. 再資源化の技術等が確立されていない。
2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。
3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。
4. 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。

5. 社内の協力が得られない。
6. 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。
7. その他（具体的に）

[

]

→ 設問（6）へ

- （6）産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

＜税導入の影響＞

1. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト削減につながった。
2. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。
3. 排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった。
4. 排出抑制や再生利用等に取り組みようとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。
5. 排出抑制や再生利用等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。
6. 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。
7. その他（具体的に）

[

]

→ 設問Ⅳへ

#### Ⅳ. 産業廃棄物税の制度について

- （1）産業廃棄物税は、県内の焼却施設又は最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されると想定しています。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

＜税の転嫁の有無＞

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 1. 転嫁が行われている。               | → 設問（2）へ |
| 2. 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。 | → 設問（2）へ |
| 3. 転嫁が行われていない。              | → 設問（3）へ |
| 4. わからない。                   | → 設問（3）へ |

- （2）上記（1）で「1」「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さの量に見合った的確な課税相当額（税額は焼却処理800円／トン、最終処分は1000円／トン）が転嫁されていると思いますか。

当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

「＜税の転嫁の的確性＞



1. 的確な課税相当額が転嫁されている。
2. ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。
3. あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。
4. 課税相当額の転嫁が全く的確でない。
5. わからない。

→ 設問（3）へ

- (3) 産業廃棄物税の基本税率は、排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として、最終処分場への搬入に対し1,000円/トン（焼却施設への搬入に対しては、あらかじめ残さ相当分（20%）を控除した800円/トンとし、納税義務者の税負担の累積の回避と他地域の税制との調和を図っている。）と設定されていますが、この税率についてどうお考えですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜税率の妥当性＞

1. 排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。→設問（5）へ
2. 排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。→設問（4）へ
3. わからない。→設問（5）へ

- (4) 上記（3）で「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

妥当な税率と思えない理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

＜妥当と思えない理由＞

1. 税率が高い。
2. （排出抑制やリサイクルの促進のためには）税率が低い。
3. その他（具体的に）

→ 設問（5）へ

- (5) 現在の産業廃棄物税の制度は、中間処理のうち、リサイクルへの前処理と考えられるもの（例えば選別・破碎・脱水等）は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理のみに課税する制度をとっています。

この制度について、リサイクルへの促進に有効であったと思いますか。

当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「2」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜焼却への課税＞

1. 有効であったと思う。
2. わからない。
3. 有効であったとは思わない。

理由  
（具体的に）

→ 設問（6）へ

- (6) 産業廃棄物税は、現在、産業廃棄物の焼却処理業者及び最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという特別徴収方式をとっています。（ただし、自己処理は申告納付方式）

この納税方式についてどうお考えですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜納税方式＞	
1. 妥当な納税方式である。	2. わからない。
3. 現在の納税方式は妥当ではない。	
理由 (具体的に)	

→ 設問Vへ

## V. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県で一斉に導入しました。

産業廃棄物税の一斉導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

＜税導入後の変化＞	
1. 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。	→ 設問VIへ
2. 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。	→ 設問VIへ
3. 産業廃棄物の搬入先を変えた。	→ 設問(2)へ
4. 何も変化はない。	→ 設問VIへ

以下の(2)及び(3)は、上記(1)で「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

(2) 産業廃棄物を処理する場所を変更した理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

＜変更理由＞	
1. 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	
2. リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	
3. 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	
4. 1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	
5. その他 (具体的に)	

→ 設問(3)へ

(3) 産業廃棄物を処理する場所をどこに変更しましたか。当てはまる番号全てに○をつけ手ください。また、該当があれば、( )内の番号にも○をつけてください。(複数回答可)

<変更場所>

1. 県内  
( 1 大分市 2 それ以外の地域 )
2. 九州の他の県  
( 1 福岡県 2 佐賀県 3 長崎県 4 熊本県 5 宮崎県 6 鹿児島県 7 沖縄県 )
3. 九州以外  
( 1 中国地方 2 近畿地方 3 四国地方 4 その他 )

→ 設問VIへ

**VI. 産業廃棄物税の税収用途について**

産業廃棄物税は、条例の規定により、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる」こととされており、具体的には、①排出抑制・再生利用の推進、②適正処理の推進、③基盤整備の推進、④啓発広報等の推進の4つを柱とする施策に充てています。

今後、産業廃棄物税の用途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

<税収用途>

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
5. その他  
(具体的に)

**VII. 自由意見欄**

産業廃棄物税に関するご意見を下記にご自由にお書きください。

-

—ご協力ありがとうございました。—